

大使館からのお知らせ（国際旅客機のポーランド国内の空港への
着陸禁止措置の一部変更について（1月7日））

<ポイント>

○日本を出発する国際航空便は、2021年1月13日まで引き続きポーランド国内の空港に着陸可能です。

5日に官報へ掲載された「航空便の運航禁止に関する内閣令」において、国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止措置が、本7日から以下のとおりとなりました。

- 1 英国内の空港発の国際航空便は、ポーランド国内の空港への着陸が禁止されます。
※前回からボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、ジョージア、ヨルダン、アルメニア、コソボ、北マケドニア、セルビア及び米国が外れました。
- 2 以下の国際航空便は、本措置の例外とされています。
 - (1) 内閣による指示または承認を受けた国際航空便
 - (2) 民間航空局局長の許可を得た航空機
 - (3) 航空法で定められる救済・人道活動を行う航空機及び国家元首又は王族が搭乗する航空機
 - (4) 軍が運用する航空機
 - (5) 本政令の発効日時よりも前に旅行会社又はその請負業者がチャーターした航空機
- 3 政令は2021年1月7日から2021年1月13日まで有効です。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30, 13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html